

政労使会議の方向性

平成26年9月29日

日本総合研究所 理事長
高橋 進

0. 再開する政労使会議の位置づけ

- 昨年の政労使会議において、経済の好循環の実現に向けて、下記の項目について一致協力して取り組むとの認識に至ったところ。
 - ①賃金上昇に向けた取組
 - ②中小企業・小規模事業者に関する取組
 - ③非正規雇用労働者のキャリアアップ・処遇改善に向けた取組
 - ④生産性向上と人材育成に向けた取組

- 再開する政労使会議では、「企業収益 → 賃金の上昇 → 消費の拡大」という好循環拡大に向けた環境整備を引き続き図る。

- 加えて、好循環の定着のため、
 - ①労働の付加価値生産性に見合った賃金体系の在り方
 - ②休み方と働き方改革を通じたワーク・ライフ・バランスの推進
 - ③能力発揮を最大化するための職業訓練・労働移動円滑化
 - ④人手不足問題への対応・労働生産性向上に向けた取組など、より構造的問題について政・労・使で議論。

- 以上の通り、今回は、賃金の水準のみならず、雇用をめぐる構造問題について、政・労・使三者が大所高所から議論をし、共通認識を醸成することを目指す。

1. 賃金上昇に向けた取組など昨年の「政労使とりまとめ」記載事項のフォローアップ

- 昨年の政労使会議を受けた成果を確認。
- 好循環の持続のため、引き続き、給与支給総額の増額（各社の利益に応じた形での賃上げ）を期待。－ ベアにこだわらず、「賞与」、「手当」等での対応を含む。

2. 労働の付加価値生産性に見合った賃金体系の在り方

- 賃金の絶対額のみならず、賃金構造（賃金体系）も合わせた議論が重要。
- ①少子化問題、②消費の拡大、③シニア層の雇用機会拡大、④非正規労働の正規化などの諸課題を解決するためにも、戦後形成された年功序列型賃金体系を見直し（賃金カーブの見直し）、労働の付加価値生産性に見合った賃金体系（職務内容・役割・成果等に応じた賃金）に移行することが必要ではないか。それにより、子育て世代の処遇が改善され、子育てしやすい環境の確保ができるのではないか。
- また、賃金体系の見直しは、非正規労働者の正規労働者への転換及び非正規労働者の処遇改善につながるのではないか。
- 賃上げを考える場合も、子育て世代に厚くする機運を醸成することにもつながるのではないか。

3. 休み方と働き方改革を通じたワーク・ライフ・バランスの推進

- 生産性向上、創造性確保のためにも、長時間労働是正が必要。長時間労働を美德とする文化を変え、効率よく働くことを重視するように変えていくことが重要ではないか。
- 仕事の評価を働いた時間だけでなく、成果も勘案して決めることで生産性を上げるとともに、介護、子育てなど個々の従業員の状況に応じた柔軟な働き方を実現することが必要ではないか。
- 休み方改革は、少子化問題の解決、女性の活躍促進、地域活性化など多様な効果。有給を活用した秋の大型連休化等の促進、計画年休や時間単位の有休取得利用の促進に向けた労使協定の推進などを図るべきではないか。

4. 成熟産業から成長産業へ、都市から地方へ、能力発揮を最大化するための職業訓練・移動円滑化

- 人手不足の中で、人材余剰も言われる状況。ミスマッチを解消するため、シニア層を含め、能力を最大限発揮できるよう、成熟産業から成長産業へ、都市から地方へ、労働移動の円滑化策を政・労・使で整備すべきではないか。
- 具体的には、職業訓練、大学・専門学校での学び直しや他企業への出向など企業内外での能力開発、職業機会の紹介の充実を政・労・使で図るべきではないか。
- 都市部での、各地方への移住関連情報の提供（特に大企業で仕事をしてきてノウハウを持った熟年層）等を考えるべきではないか。その際、広域移動支援の仕組みの強化が必要ではないか。
- これら地方への労働移動円滑化は、「人生二毛作」にも貢献する効果があるのではないか。

5. その他人手不足問題への対応・労働生産性向上に向けた取組

- もはや、コストカットによる生産性向上は限界、労働の付加価値生産性向上が不可欠。このためには、イノベーションの喚起が必要。
- サービス業、飲食業や製造業等の労働の付加価値生産性を上昇させるため、ICT投資・ソフトウェア投資・ロボットの導入等を推進すべきではないか。
- 女性・高齢者・外国人の労働参加により新しい視点でものを見る創造性の発揮がなされるのではないか。そのための策として、女性、高齢者、外国人が働きやすい環境の更なる整備が必要ではないか。
- 女性の活躍については、官民挙げて推進する必要がある、税制や社会保障制度を女性の働き方に中立的なものとなるよう見直しを行うのと同時に、女性の活躍を阻害する雇用慣習について是正していくべきではないか。特に、扶養者手当（民間では、妻の収入が103万円以上で扶養者手当が削られる例が多い）を見直し、子育て層に対する手当を考えるなど見直しを行うべきではないか。あわせて、公務員の扶養者手当（130万以上で手当が削られる）についても、見直すべきではないか。
- 外国人労働力については、①高度人材については永住権を取りやすくするなどの措置を、それ以外については、②建設業は来年4月1日から3年間の技能実習に加えてプラス2年（又は3年）追加、③製造業については短期間の研修派遣も認める等（日本のマザー工場での研修）の措置を来年度から実施。これらの対応策の経過を注視していくべきではないか。
- 外国人については、現在推進中の規制改革に加え、外国人が働き、生活しやすい環境を整備するため、JETROなど対内投資体制の強化、地域における受け入れ体制の構築を図るべきではないか。